

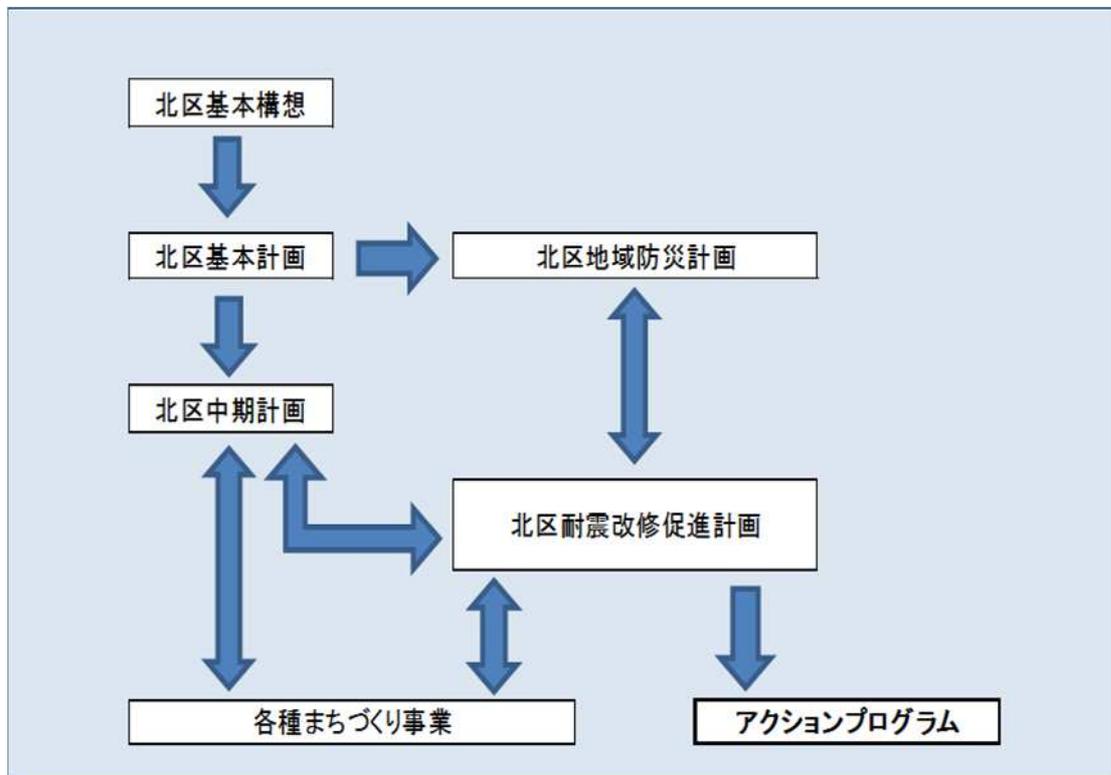
東京都北区 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1. 目的

本プログラムは、住宅の所有者又は居住者に対して戸別訪問等による直接的な情報提供や働きかけを実施することにより、耐震化の重要性を啓発し、住宅の耐震化を促進することを目的とする。

2. 位置付け

本プログラムは、東京都北区耐震改修促進計画を補完するものとして位置付け、耐震化に関する取組方針を定めるものである。



3. 取組期間

本プログラムの取組期間は下記の通りとする。

取組期間: 令和8年度～令和12年度

なお、取組期間については、社会経済状況の変化や関連事業及びアクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、必要な見直しを行う。

4. 対象区域

対象区域は、北区全域とする。

5. 対象住宅

対象建築物は、平成12年5月31日以前に建築に着手した地上2階建て以下の木造住宅とする。

6. 耐震化を促進する取組

①戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

- ・区内の耐震性が不十分と考えられる木造住宅を対象に戸別配布を実施する。

戸別配布予定件数

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	計
平成12年以前	約7,000件	約7,000件	約7,000件	約7,000件※	約7,000件※	約35,000件

※令和11年度以降については、令和10年度までの配布状況により、件数を算出する。

②耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組

- ・耐震診断後一定期間を経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメールを送付し、希望者には戸別訪問等を行う。

③改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組

- ・東京都と連携し、改修事業者向けの講習会を実施
- ・耐震改修事業者リストを作成し、ホームページで公開
- ・耐震診断実施者に耐震改修事業者リストを配布

④耐震化の必要性に係る普及・啓発

- ・町会自治会の掲示板等を活用した普及啓発
- ・広報誌での周知、区民まつりへの出展
- ・窓口等での事業パンフレットによる啓発
- ・区民向け相談会の開催

7. 目標

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	計
耐震改修助成	10件	10件	10件	10件	10件	50件
耐震建替え助成	5件	5件	5件	5件	5件	25件

8. 関係団体との連携

東京都及び東京都建築士事務所協会北支部と連携して活動に取り組む。

9. 取組実績の公表

当該年度毎に取組実績を取りまとめ、当該年度末までにホームページにて公表する。